

令和4年度

定期監査結果報告書

淡路市監査委員

目 次

監査の種類	1
監査執行者	1
監査の期間及び対象	1
監査の実施方法	1
監査の着眼点	1
監査の結果	1
生活環境課の監査の概要	2
夕陽が丘クリーンセンターの監査の概要	6
む す び	9

令和4年度定期監査結果報告書

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2. 監査執行者 監査委員 清水 宏
監査委員 岬 光彦

3. 監査の期間及び対象

実施年月日 令和5年1月25日(水)

監査対象 市民生活部生活環境課所管事務
(夕陽が丘クリーンセンターの所管事務を含む)

実施場所 淡路市役所2号館3階 大会議室5

4. 監査の実施方法

- (1) 令和4年4月1日から同年12月31日までの、市民生活部生活環境課(夕陽が丘クリーンセンターの所管事務を含む)の予算・事業執行が、計画的かつ効率的に行われ、その手続きは適正であるかを事前に関係資料の提出を求め、その内容の確認及び分析を行った。
- (2) 所管する事業の取組状況や課題について、関係職員から質疑応答形式により聴取した。
- (3) 淡路市監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に基づき行い、例月出納検査の状況も参考にした。

5. 監査の着眼点

市民生活部生活環境課(夕陽が丘クリーンセンターを含む)の所管事務について、その予算・事業執行、契約等の財務に関する事務が法令に適合し、その事務執行が住民の福祉の増進に寄与しているか、最少の経費で最大の効果を挙げるように執行されているかなどを主眼に監査を行った。

また、淡路地域ごみ処理広域化計画に位置付けられた施設整備基本構想によって進められている広域的なごみ処理体制への移行についても、進捗状況の確認を行った。

6. 監査の結果

市民生活部生活環境課所管事務(夕陽が丘クリーンセンターを含む)における予算・事業執行、契約等の財務に関する事務手続きについては、おおむね適正に事務処理がなされていると認められる。監査の概要は、後述のとおりである。

生活環境課の監査の概要

【生活環境課の主な業務内容・職員数】

<環境・リサイクル係>

環境保全、公害、一般廃棄物、塵芥処理、ごみ減量化対策、新エネルギー、環境美化及びリサイクル思想等の啓蒙啓発、エコプラザに関すること

<衛生業務係>

し尿処理業務、墓地、火葬場、犬猫、公衆衛生に関すること

<職員数>

管理職 2 名、一般職員（管理職以外） 8 名、会計年度任用職員 1 名

【歳入・歳出予算執行状況】

歳入予算額は 1,396,124,000 円で、前年度に比べ 738,758,000 円（112.4%）の増額となっている。増額の主な要因は、道路新設改良事業の社会資本整備総合交付金及び合併特例事業債、新火葬場整備事業の過疎対策事業債の増である。歳入予算は、手数料（ごみ収集処理手数料・し尿処理手数料）、国庫補助金（社会資本整備総合交付金）、市債（合併特例事業債・辺地対策事業債・過疎対策事業債）で主に構成されている。令和 4 年 12 月末の収入額は 64,976,016 円で、収入率は約 4.7% となっており、予算に対し収入率が低くなっているのは、国庫補助金と市債は年度末の収入となるためである。

歳出予算額は 1,977,252,000 円で、前年度に比べ 720,442,000 円（57.3%）の増額となっている。増額の主な要因は、岩屋エコプラザ改修事業・新火葬場整備事業・道路新設改良事業の工事請負費が予算計上されているためである。道路新設改良事業は、新火葬場へのアクセス道路整備 2 路線であり、生穂津名の郷線の新設工事と長沢興隆寺連絡線の既存道路改良工事となっている。また、令和 4 年 12 月末の歳出予算執行状況は次のとおりである。

令和 4 年度歳出予算執行状況

（単位：円，%）

事業名	予算現額 (R4.12月末現在)	R4.12月末執行額	執行率
環境衛生事業	100,055,000	79,425,299	79.38%
霊苑施設維持管理事業	18,201,000	10,556,815	58.00%
火葬場事業	72,852,000	36,097,263	49.55%
畜犬事業	1,482,000	633,479	42.74%

新火葬場整備事業	627,011,000	565,004,240	90.11%
公害対策事業	1,462,000	215,000	14.71%
清掃推進事業	33,567,000	27,968,950	83.32%
ごみ減量化推進事業	4,542,000	1,425,807	31.39%
塵芥処理事業	265,000,000	260,502,055	98.30%
エコプラザ管理事業	75,935,000	60,688,632	79.92%
最終処分場管理事業	6,269,000	5,677,087	90.56%
し尿処理事業	135,409,000	113,079,253	83.51%
道路新設改良事業	383,000,000	353,245,000	92.23%
現年予算計	1,724,785,000	1,514,518,880	87.81%
新火葬場整備事業	59,598,000	54,251,000	91.03%
道路新設改良事業	192,869,000	165,191,454	85.65%
明許予算計	252,467,000	219,442,454	86.92%
歳出合計	1,977,252,000	1,733,961,334	87.70%

※ R4. 12月末執行額は支出負担行為済で未支出の金額を含む

【所管する主な事業】

＜エコプラザ管理事業＞

ごみ減量化対策の一環として、令和5年度から市内で発生する草木ごみは、夕陽が丘クリーンセンターで焼却せずに岩屋エコプラザで受け入れ、民間業者に委託して堆肥として資源化に取り組むため、当年度に岩屋エコプラザ敷地内の仮置き場の整備工事を実施している（工事概要：1,012㎡の舗装工等）。それに伴って、令和5年度からは岩屋エコプラザの開設日を週3日から週6日へ増やす予定である。

また、市民から持ち込まれる資源ごみの量が増加し、エコプラザの利用者数が年々増加しているため、令和5年度からは一宮資源ごみ回収ステーションの開設日も週3日から週4日へ増やす予定である。

エコプラザの事業実績の推移

(単位：人)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
決算額	36,161	36,012	37,205	39,598	42,318

＜ごみ減量化推進事業＞

ごみ減量化推進の目標値として市が掲げる項目は、令和元年度実績を基準として、令和11年度における可燃ごみ処理量を約15%削減することと、令和11年度における

家庭系ごみ1人1日当たり排出量（資源ごみ及び集団回収を除く）を500g以内とすることの2項目であり、その達成に向けて事業が進められている。

<環境衛生事業>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物の減量対策を実効性のあるものとするため、廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員の制度が設けられている。市においても、一般廃棄物の減量化及び資源化を促進するため、平成28年度に環境審議会・ごみ減量化等推進協議会が設置され、ごみ減量化のための各種施策が進められている。

また、町内会のごみ集積箱設置、ごみステーション整備及び監視カメラ設置、家庭等の生ごみ減量化機器購入に対し補助金を交付し、生活環境の向上につながる市民の取組みを推進している。特に、令和2年度から開始した監視カメラ設置に対する町内会への補助は、地域の環境美化にも寄与すると同時に、市が担うべき不法投棄防止対策にもつながっている。

補助金交付件数

(単位：件)

年度 補助金名	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ集積箱	24	14	7	36	56
ごみステーション整備	1	7	3	4	4
監視カメラ設置				36	23
ごみ減量化機器	11	12	12	22	24
うち生ごみ処理機	5	7	9	9	14
うちコンポスト	6	5	3	13	10

<火葬場事業>

市内には火葬場が4施設（8炉）あり、平成12年に建設された岩屋火葬場を除き、津名・室津・東浦火葬場の3施設は供用開始から40年以上が経過し、長期稼働による老朽化が進んでいることから、故障やトラブルに起因する修繕費支出が増大している。そのため施設を集約し、旧5町の地区に関係無く利用できる新火葬場の整備が進められている。新火葬場は、環境汚染防止機能を備えた最新式の火葬炉を導入することで火葬時間は75分と短くなり、待合室及び葬儀場の設置も予定されている。

<最終処分場管理事業>

高山最終処分場については、施設閉鎖後12年が経過しており、関係法令に基づく

基準値を毎年測定している。汚染物質の測定数値が基準値以下で安定している状態が続いているが、引き続き関係法令に基づく維持管理と並行しながら廃止に向けて必要な調査を継続予定である。

【意見】

ごみ減量化推進の目標値達成に向けて、一般・事業系ごみの排出量削減は当然であるが、同時に資源ごみの回収量を向上させる対策が重要である。資源ごみの分別・回収が進むような効果的な取組みが必要であるが、紙類は資源化できるものが焼却に多く出されている現状にあるので、紙類の回収について更に注力されたい。

災害廃棄物の処理について、市は平成25年4月に市内を震源とする震度6弱の地震で発生した災害廃棄物を処理して以来、多量の災害廃棄物を処理した経験が無い状態が続いており、災害廃棄物処理計画も作成されていない現状である。近い将来に発生すると予測されている南海トラフ巨大地震に備えるため、災害廃棄物の処理を迅速かつ円滑に進めるために、災害時の状況に即した具体的な処理方法を明示した災害廃棄物処理計画の策定が早期に望まれる。

エコプラザの運営について、岩屋エコプラザと一宮資源ごみ回収ステーションの開設日が令和5年度から増設されることは、実績を検証し様々な検討を重ね、市民の声に応えた結果であると評価できる。今後の事業執行に当たっても、必要に応じて改善を加え、より良いものとなるような取組みを継続されたい。

夕陽が丘クリーンセンターの監査の概要

【夕陽が丘クリーンセンターの主な業務内容・職員数】

＜夕陽が丘クリーンセンター係＞

可燃ごみの焼却処分、夕陽が丘クリーンセンター環境保全委員会、千年の湯に関すること

＜職員数＞

管理職 1 名、一般職員（管理職以外） 3 名、会計年度任用職員 1 名

【歳入・歳出予算執行状況】

歳入予算額は 217,337,000 円で、前年度に比べ 18,660,000 円（9.4%）の増額となっている。増額の主な要因は、施設修繕工事の財源として地域振興基金繰入金 25,000,000 円を基金繰入するためである。歳入予算は、ごみ処理手数料 92,711,000 円、余熱利用施設使用料 800,000 円、一般廃棄物収集許可業者が利用する洗車機使用代 750,000 円等で構成されている。地域振興基金繰入金を除いた令和 4 年 12 月末の収入率は 72.37%となっており、平年並みの収入率である。

歳出予算額は 398,299,000 円で、前年度に比べ 57,560,000 円（11.7%）の増額となっている。増額の主な要因は、施設維持管理計画に基づく施設修繕工事が 25,000,000 円増加し、社会情勢の影響による物価高騰により光熱水費が 14,212,000 円、医薬材料費が 4,975,000 円それぞれ増額したためである。また、令和 4 年 12 月末の歳出予算執行率は 75.77%である。

【所管する主な事業】

＜夕陽が丘クリーンセンター管理運営事業＞

夕陽が丘クリーンセンターは、市内全域から排出される可燃ごみの焼却処理施設として、23 年前に供用開始した施設であるため、長期稼働による老朽化が進んでいる。老朽化に対処するための修繕等は、地元町内会との協定により操業期限となっている令和 10 年度末までの間を見据えながら、施設維持管理計画に基づき実施されている。施設・設備の老朽化が進んでいるため、今後更に修繕費の支出が多くなると見込まれるが、その財源として地域振興基金を活用することで、安定的な施設運営を図っている。

また、ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の排出削減は、小規模な間欠運転の焼却施設よりも連続運転の焼却施設で焼却する方が有効である。淡路広域行政事務組合の淡路地域ごみ処理広域化計画に位置付けられた施設整備基本構想によ

って、広域的なごみ処理体制への移行が進められることにより、省エネルギーや地球温暖化の防止が図られる見込みである。さらに、ごみ処理施設を島内3市で共同設置することにより、市が単独で施設整備するよりも、建設費や維持管理費等の縮減が期待できる。広域ごみ処理施設の整備に伴い、市内のごみ収集運搬状況が変わるため、安全かつ適正に収集運搬できる体制を、淡路市清掃事業協同組合と協議しながら再整備する予定である。

<可燃ごみ焼却施設（夕陽が丘クリーンセンター）の概要>

所在地	淡路市野島常盤1559番地29
形式	准連続燃焼式ストーカ炉
集じん方式	バグフィルタ
予熱利用	場内温水、場外温水、場内暖房
灰溶融設備	なし
灰処理	薬剤固化
プラントメーカー	(株)川崎技研
運転管理体制	委託

<修繕費20万円以上の支出（令和4年4月1日～12月31日まで）>

修繕設備	修繕内容	支出額	事業者
燃焼設備	1号焼却炉耐火物他補修工事	440,000円	山村築炉工業(株)
排ガス処理設備	1号温調用空気予熱器下部シュート補修工事	418,000円	(株)日本管財環境サービス
電気設備	管理棟・控室ルームエアコン設置工事	497,530円	Friends やまと
排ガス処理設備	2号温調用空気予熱器下部シュート補修工事	418,000円	(株)日本管財環境サービス
受入供給設備	1号ごみクレーンバケット電磁弁修繕	308,000円	(株)日本管財環境サービス
受入供給設備	1,2号ごみクレーン用部品交換	482,900円	(株)日本管財環境サービス
排ガス処理設備	1号集じん器温風循環ヒーター修繕	371,800円	虹技(株)
灰出設備	飛灰処理制御盤修繕	271,700円	(株)日本管財環境サービス

<余熱利用施設「千年の湯」>

焼却の余熱を活用した温浴施設であり、ごみ焼却施設の操業期限となっている令和10年度末で余熱利用施設も併せて供用廃止となる見込みである。施設利用者が年々減少していることに加え、設備の老朽化が進行する中で安定した運営の継続が困難となっている状況である。今後の施設運営については、そのような状況を踏まえた上で地元町内会と協議し、操業期限を待たずに休館することを視野に入れた検討が進められている。

千年の湯利用者数の推移

(単位：人)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
利用者数	4,518	3,040	3,630	3,506	2,105	711

【意見】

夕陽が丘クリーンセンターの施設運営については、操業期限となっている令和10年度末を見据え、施設の修繕工事等が過剰なものとならないよう、施設運転管理委託事業者の意見を適宜聴くことで修繕内容を見極め、経費削減に努められたい。

また、施設運転管理業務を複数年の委託契約とすることで安定した業務履行が期待できるため、市は事業者と当該業務の複数年契約を締結しているが、当該業務が適正に履行されているかを監視するために、委託事業者から提出される業務実施報告書の内容が契約内容と整合しているかを確認し、整合性に欠ける場合は指導監督を適切に講じられたい。

【むすび】

市民生活部生活環境課所管事務（夕陽が丘クリーンセンターを含む）における予算・事業執行、契約等の財務に関する事務手続きについては、おおむね適正に事務処理がなされていると認められる。今後の事業執行に当たっては、十分な精査と検討を重ね、地域住民の信頼と理解が得られるよう精励されたい。

地方自治法第2条第14項において、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されていることから、事業実施に当たっては経費削減が不可欠である。島内3市で共同設置する広域ごみ処理施設が令和11年度から操業開始見込みであるので、夕陽が丘クリーンセンターの修繕や設備更新等については、施設の基本性能を維持するための最低限なものとなるよう配意されたい。

市の一般廃棄物処理事業は安定的な業務の履行が強く求められるが、その実施は業務委託に頼る部分が大いなので、市としての責任が果たせるよう、委託事業者の指導監督を適切に講じられたい。職員各々が職務の自覚と責任を認識し、関連業務においては部局間で連携をとりながら、業務の計画的かつ適確な推進に努められるとともに、市民福祉の向上と市民生活の安全・安心の確保に努められたい。